

「忘れてない? サイフにスマホに火の確認」 秋季火災予防運動

少しづつ寒さが増すこの時期に、火災を未然に防ぐことを目的として11月9日(金)から15日(木)まで『秋季火災予防運動』を実施します。

この運動は、火災の発生しやすくなるこの時期に、皆さんに防火を心がけていただき、尊い生命や財産を奪う火災を防ぐため、全国一斉に展開されるものです。

実施内容

- ・防火ポスター展(役場本庁舎住民ホール) 11月9日(金)~15日(木)
・幼年消防クラブを対象にした防火・防災教育
・防災業者による老朽化消火器の回収(有料) および消火器・住宅用火災警報器の販売11月10日(土)10時~12時(消防本部・箱根分遣所)
13時~15時(役場本庁舎・仙石原分遣所)
・住宅用火災警報器の普及促進活動
・地域消防団を中心とした地域防火推進活動

かながわハートフルフェスタ2018 inひらつか

テーマ 「かながわハートフルフェスタ2018 inひらつか」やさしい心とどけよう、ひらつかの海風にのせて
日時 12月1日(土)13時~16時(開場12時30分)
場所 平塚市中央公民館大ホール
内容
・横浜高校野球部前監督渡辺元智氏による講演
・よさこいチーム疾風乱舞による演舞
・人権作文コンテスト表彰式等

申込方法 ハガキ、FAX、電話、メールで行事名、代表者の郵便番号、住所、氏名、電話番号、参加人数、保育希望者は子どもの氏名、ふりがな、年齢、性別を明記、手話通訳希望者は手話通訳希望と明記
締切 11月16日(金)
照会先 神奈川県人権男女共同参画課
045-210-3637
FAX 045-210-8832

【空き地・空き家の管理】

放火、たばこの投げ捨てなどによる火災を未然に防ぐため、所有者、管理者は適正な管理をお願いします。

・空き地の管理

- ①枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう
②燃えやすいものがある場合は、周囲をフェンスなどで囲い、みだりに人が入れないようにしましょう

・空き家の管理

- ①簡単に人が出入りできないように施錠しましょう
②燃えやすいものを周囲に置かないようにしましょう
③ガス、電気は確実に切って、プロパンボンベ、危険物(灯油など)は、置かないようにしましょう

【大丈夫ですか? 住宅用火災警報器】

住宅用火災警報器の設置が既に義務付けられていますが、まだ設置されていない住宅があります。もし設置をお願いします。既に設置されている住宅につきましても機器が製造されたから、概ね10年で内部の電

生ごみ処理機器 購入費補助について

ごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機、生ごみ堆肥化処理容器を購入した方、業務用生ごみ処理機(処理能力10kg/日)を購入またはリースした事業者に、購入費等の一部を補助します。
対象 町内に住所を有し、かつ居住している方または町内に事業所を有している事業者。町税を滞納していない方。
補助額および補助基数
【電気式生ごみ処理機】
購入費の2分の1以内(補助限度額3万円)・1世帯または1事業所につき1基
【生ごみ堆肥化処理容器】
購入費の2分の1以内(補助限度額5千円)・1世帯または1事業所につき2基

【業務用生ごみ処理機】
購入金額に設置費用を加えた額またはリース期間中の各年度額の2分の1以内(補助限度額100万円)・1事業所につき1基
申請方法 環境課に問い合わせ

池が切れて作動しない恐れがありますので定期的な点検をお願いします。

照会先 消防本部消防総務課 (予防係) 082-4505

小規模な飲食店等にも 消火器の設置が必要となりました

今までは、延べ面積150㎡以上の飲食店等に消火器の設置が消防法で義務付けられていましたが、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市の飲食店において、ガスコンロの消し忘れにより発生した大規模火災をきっかけに、初期消火の重要性が見直され、店舗面積にかかわらず、小規模な飲食店等(防火上有効な措置が講じられたものを除く)についても必要となりました。
この法律の改正により、平成31(2019)年10月1日から適用されますので、該当する飲食店等は、期日までに消火器を設置してください。
【防火上有効な措置が講じられたもの】とは
①調理油過熱防止装置の設置
ガスコンロ本体に温度の上

神奈川県最低賃金の改正について

平成30年10月1日から、神奈川県最低賃金は、時間額983円(27円引き上げ)となりました。
神奈川県最低賃金は、県内の事業者で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②臨時に支払われる賃金
③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
④時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しています。

照会先 神奈川県働き方改革推進センター
045-307-3775

昇を感知してガスの供給を停止して火を消す装置が備わった器具。ただし、立ち消え防止装置のみでは「防火上有効な措置」になりませんので、取扱説明書等を確認してください。

②自動消火装置の設置

コンロ上部のフード内に、自動的に火災を感知して消火剤を放出する装置を設置した場合。

③その他

カセットボンベを使用したカセットコンロ本体に、ボンベが過熱等により圧力異常が起きた時に、ガスの供給を停止する装置が設置してある器具。
なお、法令改正に伴い消火器の設置が必要になる場合は、設置場所が定められており、届出が必要になりますので、事前にご相談ください。

照会先 消防本部消防総務課 (予防係) 082-4505

11月は不法投棄 撲滅強化月間です

「不法投棄をしない! させない! ゆるさない!」

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。年末調整・確定申告まで大切に保管してください。
国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。
また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。
なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保

照会先 小田原年金事務所
0465-22-1391

不法投棄は犯罪であり、法律により罰せられます。みなさんのポイ捨ても業者の大量不法投棄もどちらも不法投棄です。

◎不法投棄をされないために

不法投棄をされない環境づくりには、地域のみなさんの協力が不可欠です。
不法投棄をされた物は、その場所(土地)の所有者、管理者が処理することとなります。
所有者、管理者の方は、不法投棄をされないためにも、樹木等の管理、柵を設けたり看板を掲示したりするなど、不法投棄をされないよう適切な管理をお願いします。
なお、不法投棄物を環境センターに持ち込んで処理する際には、ごみ処理手数料の減免制度がありますので、詳細は問い合わせてください。

照会先 環境課 085-9565

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。)

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。
照会先 小田原年金事務所
0465-22-1391